



法令適用事前確認手続（照会書）

平成 19 年 2 月 26 日

国土交通省 陸運事務所 輸送部門 御中

照会者代表取締役 久高 将貴



〒904-2173 沖縄県沖縄市字比屋根 2030 番地の 3（送達場所）

照 会 者 有限会社 ブラザーズ 運転代行 G

代 表 取 締 役 久高 将貴

電 話 番 号 098 (983) 9238

ファックス番号 098 (983) 9034

下記について照会致します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意致します。

記

1. 法令名及び条項

- (1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条
- (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 16 条

2. 将来自らが行おうとする行為に関する個別具体的な事実

当社は、現在、沖縄県公安委員会より自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 4 条による認定（認定番号第 299 号）を受け、自動車運転代行事



業を行っているが、今般、新事業として二人乗りが可能な小型自動二輪、普通自動二輪、大型自動二輪等のバイクの運転代行を行おうと考えております。

その実施予定の業務形態は、利用者を二輪バイクの後部に乗車させ、運転代行を依頼された運転代行業者の従事者が二輪バイクを運行するという業務形態となる予定であります。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

- (1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条において運転の代行が行える自動車の形態として同条では、道路交通法第2条第1項から第9項が準用されております。
- (2) その道路交通法第2条第9項の自動車の定義は、「原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。」と法定されているため、小型自動二輪、普通自動二輪、大型自動二輪等の運転の代行も可能であると考えられます。
- (3) また、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条の損害賠償措置義務についてであります。現在、照会者の契約する保険会社との契約約款において「運転する自動車」という条件が付されているため前述した道路交通法第2条における自動車の定義上、小型自動二輪、普通自動二輪、大型自動二輪等のバイクに関する損害賠償措置義務についても担保されていると考えられます。
- (4) 更に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第16条における代行運転自動車標識の表示についても国家公安委員会規則第11条によ



り「代行運転自動車標識の表示前面及び後面の地上0.4メートル以上1.2メートル以下の位置に、それぞれ前方及び後方から見やすい位置に表示することと」定められており、その表示方法についても二輪バイクの前方及び後方に紐等を利用し表示する方法に行えるものと考えられます。

- (5) 二輪バイクの運転を代行する者の所有免許についてではありますが、普通第2種免許と大型二輪免許及び普通二輪免許の両資格を有する者が二輪バイクの運転を代行した場合においても道路交通法における第2種免許が道路交通法第2条に定める自動車の範囲を目的するものであれば小型自動二輪、普通自動二輪、大型自動二輪の運転の代行も可能であると考えます。

4. 公表の延期の希望（特に無し）

5. 連絡先

上記表示の通り

以 上